

( 電子メール施行 )  
建 指 第2529-3号  
平成27年3月30日

県内特定行政庁 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長  
(兵庫県内特定行政庁等連絡会議 設備部会長)

24時間常駐する管理者をおかない共同住宅等における  
非常用の連絡装置及び防犯用警報装置について (通知)

平素は、本県における建築行政の推進について、深いご理解を賜り感謝申し上げます。  
さて、標記については、建築基準法施行令 (以下「政令」という。) 第129条の10第3項第3号、「共同住宅用エレベーターの防犯対策標準」 J E A S - 404 A (認47-10) 及び昭和62年2月14日付け建指第727号 (以下「昭和62年通知」という。) により、取り扱っているところですが、県内で開催しております特定行政庁等連絡会議設備部会で協議の結果、昭和62年通知を廃止し、平成27年4月1日から下記による取扱いをすることといたしましたので通知します。

記

- 1 24時間常駐する管理者をおかない共同住宅等の政令129条の10第3項第3号の規定による装置 (以下「非常用の連絡装置」という。) 及び防犯用警報装置の設置については次によること。
  - (1) 非常用の連絡装置は、避難階エレベーター乗場付近のほか、適当な場所1箇所以上 (合わせて2箇所以上) に設置すること。なお、「適当な場所」とは、非常用の連絡装置が有効に機能する避難階以外のエレベーター乗場付近等の場所をいう。
  - (2) 防犯対策として、(1) で設置する全ての非常用の連絡装置及びエレベーターのかご上部に、かご内に設けた専用の押しボタン (非常用の連絡装置の呼出しボタンと共用も可) を押すことにより鳴動する防犯用警報装置 (ブザー等) を設置すること。ただし、所管の特定行政庁がこれに代わる防犯対策として適切と判断する方法による場合は、この限りでない。
  - (3) エレベーターの乗場付近に設ける非常用の連絡装置の呼出し音及び防犯用警報装置の警報音は、当該設置階において十分に聞きとることのできる音量を有するものとする。
- 2 その他  
建物の形状等により、1による取扱いが困難な場合又は疑義が生じた場合は、所管の特定行政庁と協議すること。